

令和4年度の雇用保険料率が決定されました

雇用保険料の引き上げを柱とする雇用保険法などの改正法が成立し、令和4年度の雇用保険料率が下記の通り決定されました。新型コロナウイルス禍で企業の休業手当を支援する雇用調整助成金の支給決定額は5兆円を超えており、雇用保険料率を上げて財源を補う予定です。

◇ 令和4年4月1日～9月30日まで

- ・一般の事業 9.5/1000 (うち労働者負担 3/1000・事業主負担 6.5/1000)
- ・農林水産業等 11.5/1000 (うち労働者負担 4/1000・事業主負担 7.5/1000)
- ・建設業 12.5/1000 (うち労働者負担 4/1000・事業主負担 8.5/1000)

◇ 令和4年10月1日～令和5年3月31日まで

- ・一般の事業 13.5/1000 (うち労働者負担 5/1000・事業主負担 8.5/1000)
- ・農林水産業等 15.5/1000 (うち労働者負担 6/1000・事業主負担 9.5/1000)
- ・建設業 16.5/1000 (うち労働者負担 6/1000・事業主負担 10.5/1000)

賃金構造基本統計調査 平均賃金月30万7千円 男女差が過去最小

厚生労働省は、2021年の賃金構造基本統計調査を公表しました。一般労働者の平均賃金は前年比0.1%減の月30万7400円となり、前年増えた反動で8年ぶりに減りました。男女別では男性が33万7200円、女性が25万3600円で、男女間の賃金格差は過去最少となりました。

40～50代など部長や課長といった役職に就く年代では差が目立ち、男性賃金を100として女性の賃金を数値化した「男女間賃金格差」は75.2と前年から0.9ポイント上がり、差が縮まっています。

賃金のピークを年代別でみると男性が55～59歳(41万3600円)、女性は50～54歳(27万7900円)でした。男性で前年比の賃金減少が顕著だったのは40～50代で、役職別にみても非役職者に比べ、部長級や課長級の賃金減少が目立ちました。

求人倍率9カ月ぶりに前年上回る 帯広公共職業安定所

帯広公共職業安定所は2月の雇用失業情勢を発表し、求職者1人に対する求人の数を表す有効求人倍率は、前年同月比0.03ポイント高い1.19倍で、9カ月ぶりに前年同月を上回りました。同所は、コロナ禍の影響で求職の動きが鈍化したことが一因とみえています。新規求人数は2,198人(同8.6%増)で4カ月連続で前年同月を上回った一方、新規求職申込件数は999件(同0.9%減)で4カ月ぶりに前年同月を下回りました。産業別の主な新規求人を見ると、製造業179人(同39.8%増)、サービス業197人(同33.1%増)、卸売・小売業383人(同16.8%増)、医療・福祉478人(同6.9%増)、宿泊業・飲食サービス業156人(同4.0%増)で増加しました。

同所では「新型コロナ感染の第6波による、まん延防止等重点措置の適用によって、新規求職者の就職活動の動きが鈍った」と分析。今後は「ウクライナ情勢による原油価格の高騰などで、雇用に与える影響を注視したい」としています。



- 羊蹄山と芝桜 -

◆ ご存知ですか？ ◆

【育児・介護休業法】

育児・介護休業法は、育児や介護をしなければならない労働者が、円滑に仕事と両立できるよう配慮し、会社で働き続けられるよう支援するための法律です。育児・介護休業の申出や取得を理由に労働者を不利益に取り扱うことは禁止されており、妊娠・出産・育児休業に関するハラスメントの防止対策を講じることも事業主に義務づけられています。今年度の育児・介護休業法の改正には妊娠・出産を申し出た労働者に対して、育児休業に関する情報の周知や意向確認を行うこと、男性の育児休業取得率を改善するための取り組み等が盛り込まれています。

事務所より

十勝では朝晩の寒さが和らぎ、少しずつ暖かい日が続く中であちこちに積もっていた雪山も一気に解け、春の訪れを感じる時季となりました。一方で新型コロナウイルスの感染拡大もなかなか収まらず、世界では悲惨な戦争の状況も日々伝えられ、暗い気持ちになりがちですが、少しでも前向きな気持ちや穏やかな心で新年度を過ごしていきたいものですね。

BIGLOBE が実施した「Z世代の意識調査」の結果によりますと、「多様性は大切だと思う」との回答が8割、「人と競争するのが苦手」との回答が7割になったということです。また、「副業に関心がある」との回答も6割を超えていたようです。Z世代とは一般的に1990年半ばから2010年代生まれの世代を指す言葉ですが、マスメディアを離れ、ネット環境での情報収集が当たり前の世代で社会問題への高い関心があること等が特徴の世代となっています。働き方についても当然今までの価値観とは違い、会社に依存しすぎない多様な働き方を求めている世代と言えるかと思いますので、受け入れる会社側にとっても既存の職場環境や風土を大事にしながらも柔軟な対応が求められる時代になってきていると言えるかもしれません。

業務内容

社会保険労務士業務

- ・ 労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・ 就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・ 各種助成金・給付金等の申請
- ・ 人事・労務管理に関する相談・指導
- ・ 給与計算
- ・ その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出、帳簿書類の作成

行政書士業務

- ・ 建設業許可申請手続
- ・ 建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・ 指名競争入札資格審査申請手続
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・ 法人設立関係書類作成手続
- ・ その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

4月支払分の給与から控除する健康保険料率、介護保険料率が変更となります。改定後の社会保険料控除額等につきましては弊社よりお知らせさせて頂いた一覧表をご参照の上、控除して下さいませよう、お願い致します。又、6月1日より受付が開始される労働保険年度更新手続につきまして、現在弊社において令和3年度の賃金や請負工事金額の確認、集計作業を行っております。令和3年度内の賃金等についてお問い合わせさせていただく事がありますので、どうぞよろしくお願い致します。

